

				かサービス利用ができないかと民 生員より相談に入る。他人が援助 に入ると被害妄想的になるため金 銭に関することについては行政で 何とかしてほしい。支払い関係だ けでなく本人の預金の管理も必要 と思われる。	会に相談。	険サービスの利用料の支払 いに生活相談員の派遣を開 始することとなった。(月に 1回)
27	不明	女性	自立	独居、生活保護、金銭管理が出来 ない	生保担当者、県ケースワー カー、社協、基幹社協、民 生委員、協力員で協議→契 約した。	記載なし
28	不明	女性	不明	以前から精神障害を発症し、病院 での治療を受けた時期もあったが 症状は好転せず、日常生活は可能 なものの金銭管理ができない状況 で民生委員が献身的に対応してい たが民生委員の病気により管理す る人物がいなくなったため	基幹的社会福祉協議会へ 地域福祉権利擁護事業の 利用申請を行い、各種手続 きに関して利用者と基幹 的社会福祉協議会との連 絡調整、資料作成を行つ た。その後必要に応じて高 齢者福祉に関する相談支 援を行っている。	現場での本人に対する面談 調査を行い、愛知県社会福祉 協議会にて、利用の可否を審 査し決定に基づき生活支援 員の派遣を行っている。
29	不明	不明	不明	利用者は、本人の年金が子供の浪 費により生活が困窮していた。民 生委員との協議により、金銭管理 を相談員にお願いすることにな り、現在順調に機能している。	民生委員や在宅介護支援 センターによる受付によ って、事業の対象の可否判 断をし、対応している。	記載なし

## 2. ケアマネジャーからの相談

事例No.	年齢	性別	要介護度	経過	市区町村の対応	社協の対応
30	50代	女性	要介護1	3人家族だが全員が知的障害者であり、親戚にもキーパーソンとなる者がいない。対象者が3人の中では特に管理、判断能力が低くほとんどタッチしていない。80歳の母がなんとか銀行の出納を行っていたが残金も数が多くなると理解できない状態。表面的なトラブルは今のところないが、住環境がかなり劣悪なため、改築するための資金作りもあって申請となった。 (3人が個々に申請した。本人は成年後見制度の対象になる状況のこと)	福祉課、基幹的社会福祉協議会、民生委員の担当者会議	県社協担当者と訪問し、申請手続きを開始した
31	50代	男性	要介護2	独身で一軒家に独居（親は特養に入所）疾病の進行によるものなのか、判断力が少し低下し、訪問販売のトラブルが次々と起ってしまう。現在はヘルパーや本人宅の近所にある障害者の支援センターの職員が早期発見に努めたり、クーリングオフの手続きをしているが、市でも支援してほしい。	基幹型社会福祉協議会の担当者会議後、本人が日常的に権利擁護事業担当者も含め金銭管理を依頼することを決めたため、家庭訪問を実施し、利用につながりそうである。	
32	50代	男性	要介護3	息子と2人暮らしだったが、息子が自殺。小さいときに別れた娘が金銭管理をしていたが息子の死後、今後は一切かかわりを持ちたくないとい、通帳等をおいていかれてしまった。本人は一人では動くことができず困ってしまった。どうしたらよいかと相談あり。	ケアマネに対し地域福祉権利擁護事業を紹介した。	地域福祉権利擁護事業の詳細説明。手続。
33	60代	男性	要介護1	平成12年脳梗塞（右片麻痺）、13年1月再梗塞発症、二度結婚するも離別し、子供との交流もない。本人はタクシー運転手を勤め、障害年金厚生年金受給している。最近そのタクシー友人らが本人の年金を搾取していることが判明し相談を受ける。成年後見制度における市長申立ても視野に入れ対応中。	一般的に相談を受けた場合を検討した結果、地域福祉権利擁護事業で対応できることを確認し、市社協に相談する。	行政はもとより、ケアマネ、在支より相談を受け、専門員が本人宅を訪問、2~3回訪問し、利用できる対象かを判断、サービスを提供する。

34	70代	男性	要介護1	独居で生活保護受給者であるが、身体が不自由であるため保護費を受け取りにくいことが不自由であるとケアマネジャーへより相談が入った。	社会福祉協議会、県地域福祉課と相談し、保護費受取の代行を行うこととなった。	記載なし
35	70代	女性	要介護1	ひとり暮らし。軽度の痴呆がある。セールスによる売り込みを断りきれず申し込んでしまいクリーリングオフできず支払い困難となりケアマネジャーを通じて高年福祉課へ相談が入った。	ケアマネジャーからの相談を受けて、地域福祉権利擁護事業で対応できないか市社会福祉協議会に相談する。	ケアマネジャー同行で消費者生活センターへ相談するよう薦める。何件か契約して解約し、クリーリングオフできなかったものについては支払い計画を作り分割で払っている。また、カード会社へケアマネジャー、本人が行き、クレジットカードの自肅申立を行い、今後契約できないよう手続きする。権利擁護事業の手続きをし、通帳を預かり、日々年金管理を行う。
36	70代	男性	要介護1	痴呆状態で要介護1の認定を受けている妻と2人暮らし。子の検討もしたが、空きがない。借家住まいでのホームヘルパーより掃除の援助を受けていた。主に食費のようだがいか、浪費家で金銭管理ができず親族などからの借金をしていった。また、大家との金銭トラブルも発覚し、在宅介護支援センター(兼ケアマネジャー)より、国保介護課及び福祉課へ相談に至る。	養護老人ホームへの入所の検討もしたが、空きがない。早期対応困難なため権利擁護事業で対応できないか市社会福祉協議会に相談する。	専門員が本人宅を在宅介護支援センターとともに訪問、1週間後に民間のグループホームへの入居が決まる。その後仮契約という形で年金取り扱い通帳を一時管理してもらい生活設計の見直し、借金を重ねないことなどを助言する。グループホームの経理担当へ経過説明し、引き継ぎ援助終了する。
37	70代	女性	要介護1	結婚により市内に住み、夫別、子どもなく独居生活となる。2~3年前より物忘れやもの忘れられたということが多くなり、親類や近隣住民とのトラブル相次ぎ交流がとだえるようになつた。気管支喘息あり、服薬管理や食事の面で日常生活に支障目立つてから在宅サービスを利用していたが、金銭管理ができなくなり、ケアマネが支援せざるを得ない状況になってきたこと、また「金銭の不足」との思い込みによるサービス利用控えにより体調不良や衰弱の傾向みえてきた	担当ケアマネジャーと対応について検討した結果、地域福祉サポートセンターに地域福祉権利擁護事業利用について相談する。本人に対して在宅サービス利用と別のものであるとの認識をしてもらうため、本件については本課職員が担当することとした。	行政より相談を受け、市担当職員同行のもと専門員が本人宅を継続訪問、信頼関係構築の上で契約に結びついた。

				ことから、担当ケアマネより対応について相談に入る。		
38	70代	男性	要介護2	独居老人でホームヘルプ、デイサービスを利用しながら在宅で生活していたが痴呆がひどくなってきたために金銭管理が困難となり、介護支援専門員より相談が入った。	介護支援専門員と対応を検討した結果、基幹的の社会福祉協議会に相談する。	介護支援専門員と専門員が訪問し、日常的な金銭管理について契約を行う
39	70代	男性	要介護2	独居生活であり、長年のアルコール依存から糖尿病の持病があり、本人が金銭をもつとアルコール類、無駄な物の買物が目立ち生活が成り立たない。ケアマネジャーからそういったことで相談が入った。	?	市社会福祉協議会の対応・・・基幹的社協ではないが、市内の生活支援員の調整、通帳等（額が少ない物）の管理を行っている。
40	70代	男性	要介護2	平成10年10月、仕事中転落し、外傷性くも膜下出血により軽度痴呆等で入院。昭和47年に離婚しひきとり手もなく平成11年7月より公営住宅で独居生活、診療所の訪問看護や町PHN、ヘルプサービスを受け、平成11年12月より生活保護も受けたが、生保の金を人に貸してしまい（何回もだまされ）経済的管理ができず、食べるものもない状態になった為、平成13.4介護保険を申請する中ケア會議で問題となり、擁護事業を紹介した。	介護保険の支援を行っていいるケアマネジャーから地域ケア会議において相談があり、当町社会福祉協議会へ連絡、相談をするよ	ケアマネジャーから相談があり、基幹社協専門員と町社協職員が本人宅を訪問。事業説明を行い、又、各関係機関とでケアカンファレンスを行い、調整をした。日常的な金銭管理（週1回水曜日に生活費の受け渡し、支払い、生活保護費の受取り）等対応している。
41	70代	女性	要介護2	○市で酒屋を営んでいたが物盗られ妄想のため近所より苦対応できないか基幹的社協職員が本人宅訪問し、事業内情があり□市へ転居。ケアマネが保険証を預かったことでケアマネ、ヘルパーへ妄想が向き、ケアマネ、ヘルパー交代、ケアマネが金銭管理をしていたので権利擁護利用をすすめた。	地域福祉権利擁護事業で会福祉協議会に事例を紹介し、連絡先を明確にした上でケアマネジャーに紹介した。	ケアマネジャー同行の上専門員が本人宅訪問し、事業内容を説明し契約を行う。預貯金管理、公共料金支払の代行を行うこととなる。
42	70代	女性	要介護3	5年前に夫と死別し独居生活となる。会話は成り立つが認知力に障害があり、物盗られ妄想が度々出現する。隣人にお金を預けたが、金銭面での不信感が募り中止することになった。かわりに兄が管理してきたが、	ケアマネジャーより相談があり、ケアマネジャー、ヘルパー、訪問看護婦、市老人福祉担当職員と本人及び本人の兄とケアカンファレンスを実施し、今後の在宅ケア体制のひとつとして地域福祉権利擁護帳や印鑑の保管を行う。	市社協より相談を受け、市社協職員とケアマネジャーの同行のもと専門員が訪宅する。ヘルパーがついているか及び本人の兄とケアカンファレンスの確認や介護サービス料金、公共料金の支払い及び預金の払戻などの代行、通帳の保管を行う。

				体調を崩し援助できなくなつたため、依頼があった。	事業の活用をする方針を立て市社協に相談する。	
43	70代	女性	要支援	平成7年に夫が死亡した後ひとり暮らし。長男、長女は○県在住。ホームヘルパー訪問時に訪問販売（着物、宝石類）ローンの集金日で手持ちがなくパニック状態になったためケアマネジャーに連絡。ケアマネジャーが調べたところ、請求明細等がなく、業者等の対応もらちがあかないたけ町の健康福祉課に相談。本人は問題行動や痴呆の症状も見られる。	ホームヘルパー、ケアマネジャーと一緒に本人の話を聞き状況確認。同日、会福祉協議会の専門員が本人宅へ行き、高額ローン返済について話し合い。金銭面での問題みられたため、本にに事業内容を説明し、契約を行い人権擁護の支援を始める。	ケアマネジャー、県社会福祉協議会の担当職員、基幹的社員が本町が県社会福祉協議会の人宅へ行き、高額ローン返済について話し合い。金銭面での問題みられたため、本にに事業内容を説明し、契約を行い人権擁護の支援を始める。
44	80代	女性	要介護1	一人暮らしの方で通所リハビリテーションを行っている方が物忘れが出てきた。年金を受給したあと金銭管理ができないなりケアマネが町の社協に相談。基幹社協に進達、解決に向けて進行中（金銭管理の支援）	記載なし	記載なし
45	80代	女性	要介護1	87歳の独居で、生活保護受給者。以前より生活費の管理がずさんということで、近所の方がお世話をしていた。しかし、別世帯の息子が保護費を本人が気付かない間に持つて行ったり、本人も何に使ったかどこにやったか不明になり、介護サービスの利用料が支払えなくなり、「泥棒が入った」等で警察沙汰になることが頻繁になり、担当のケアマネジャーが今後どうしたらいのか、本事業で何とかならないかということを相談に見える。	ケアマネジャーからの相談を受け、対応を検討した結果、地域福祉権利擁護事務へ連絡。生活支援専門員が面接を行い、サービス意思確認の上、契約成立。現在もサービス継続中。	相談を受けた結果、権利擁護事業が妥当と判断し、担当者から結果、地域福祉権利擁護事務へ連絡。生活支援専門員が面接を行い、サービス意思確認の上、契約成立。現在もサービス継続中。
46	80代	女性	要介護2	平成13年5月ケアマネより社協へ相談あり。83歳、女性、要介護2、単身世帯、軽度の痴呆。姪が世話を焼いていたが仕事を始めたため訪問できなくなり、権利擁護事業の申請に至る。現在は支援員が月1回訪問。日常的金銭管理、福祉サービス利用援助事業を行っている。		
47	80代	男性	要介護3	2年前より要介護4の妻と二人暮らし。本人も前立腺癌を患うも末期癌ということで自宅療養となる。1年前妻が亡くなつてから独居生活となる。その頃から物忘れが出現し、大事な書類を失う。	ケアマネジャーからの内容について検討した結果、地域福祉権利擁護事業で対応できないのか基幹的行政より相談を受け、ケアマネジャーへ権利擁護事業について説明し、親族等と相談してその結果日程調整し訪問予定する。以前から長期入所申し込みしていた順番が来	行政より相談を受け、ケアマネジャーへ権利擁護事業について説明し、親族等と相談してその結果日程調整し訪問予定する。以前から長期入所申し込みしていた順番が来

				類の紛失や、ヘルパーが鍵をぬすんだなどと警察へTELする様になった為ケアマネジャーから相談を受けた。		て、長期入所となった。入院1週間後、急変し死亡となり、実動はしなかった。
48	90代	男性	要介護1	12年前妻死亡後より独居、93歳。娘、息子は遠方。(本人と子供達の関係悪い)数年前より電気店よりテレビやマッサージ機等を購入しはじめ、電化製品が山積み散乱していた。又、電気料未納等のトラブルが続き、金銭管理についてどのようにしたら良いかとケアマネジャーより相談が入った。介護保険係、高齢障害福祉係、市社協と対応を相談した。	対応を検討した結果、ケアマネジャー→社会福祉協議会→基幹型社会福祉協議会へ相談することとした。(申請は息子が行った)	県社協より職員が本人宅を訪問。(初回はケアマネジャーと社協次長同行)数回の訪問の後(4ヶ月後)に契約を行い支援員が訪問し、1ヶ月半程度公共料金支払の代行を行った。(通帳をあづかれないことが原因で一時中止している間に転倒したため、遠方の娘宅へ引きとられた)
49	90代	女性	要介護2	昨年の冬から今年の春にかけて市内の介護老人保健施設に入所し、施設で金銭管理を行っていた。退所後、在宅へ戻りホームヘルパーが金銭管理の支援をしていたが、本人が金や通帳等のしまい場所を忘れてしまい、ホームヘルパーを疑うといったトラブルがあり、本人担当のケアマネージャーより基幹的社会福祉協議会へ相談が入った。	本人が生活保護の申請をしたため本人とかかわる。専門員の訪問時、契約時等立会いをする。	担当ケアマネージャーと専門員が本人宅を訪問。初めはこの事業への関心を示さず、繰り返し訪問し、事業説明を行う。周囲から本人へ助言等があり、利用を希望、契約を締結する。預貯金の管理、生活費の払い戻し、福祉サービスの利用料等の支払い代行を行うことになった。
50	不明	女性	要介護1	要介護3の寝たきりの夫との人暮らしで、本人も物忘れ等の痴呆が多少あり。ヘルパー等のサービスを使って生活しているが娘等との金銭トラブルが度々起きており、第三者のケアマネージャーに、本人に金銭的なことで知恵をついているなど娘等から疑いをかけられて困っている、との相談が入る。	ケアマネジャーからの相談にて、前回も地域福祉権利擁護事業のまもりーぶサービスについて、娘等と本人とケアマネージャーも含めての第三者的相談として今後の対策を立てていけるよう、再度相談をすすめる。	記載なし

### 3. 在宅介護支援センターからの相談

事例No.	年齢	性別	要介護度	経過	市区町村の対応	社協の対応
51	50代	男性	要介護2	55歳のときに救護施設から退所後、市内のアパートで独居生活する。最近生活費を一度に使い果たしてしまうことが続きホームヘルパーが金銭管理を支援していたがホームヘルパーのみの支援では限界がある	支援センター職員と訪問すると、本人の栄養、衛生状態が著しく悪化していたので、入院の手続を行う。退院後の在宅ケア体制のひとつとして地域福祉権利擁護事業の利用を	市社協より相談を受け、市社協相談員、市職員、支援センター相談員の同行のもと入院先で面接を行う。計画的な預金の払戻しや通帳印鑑の保管を行う。

				ためケアマネジャーを通じて在宅介護支援センター相談員より相談がある。	する方針で市社協に相談する。	
52	60代	男性	不明	20年前に離婚し市内へ転入、独居生活となる。会話は成り立つが判断能力が弱く、記憶も曖昧である。年金の入る通帳を紛失したり使い道が不明で光熱水費の滞納もあった。本人は「お金をとられた」と言って市へ訪れたりしている。金銭管理さえできれば、在宅での生活が充分可能なためサービス利用できないか?と相談が入った。	本人が福祉事務所に来所し、「金銭を盗られた」と訴える。老人福祉担当職員が訪宅した結果、判断能力の低下が明らかで金銭管理の支援が必要であったため、本人に地域福祉権利擁護事業の利用を働きかけ、本人の利用意思があり市社協に相談する。	市社協より相談を受け、市職員と市社協職員及び在宅介護支援センター職員の同行のもと専門員が訪宅する。社会保険料、公共料金、福祉サービス利用料、家賃等の支払い手続き、預金の払戻しの代行と通帳や印鑑の保管を行う。
53	70代	男性	要介護1	7年前に妻が死亡し、独居となる。その後は3人の知人が交替で家事を援助していたが平成13年5月、熱湯で左大腿部に火傷を負い入院。一時退院したものの、痴呆症状のため在宅生活に不安みられ再入院となる。入院後の洗濯、買物、金銭管理は知人が行っていたが今後継続していくことは困難であると在宅介護支援センターに相談がある。その後介護保険課へ在宅介護支援センターから相談あり。	在宅介護支援センターと地域福祉権利擁護事業を導入できないか検討。在宅介護支援センター職員とともに本人及び7年前より疎遠となっていた妻の姉夫婦のもとを訪ね、事業の説明を行う。その結果、事業を活用することとなり、社会福祉協議会へ相談。申請することとなる。	在宅介護支援センター職員の同行のもと専門員が本人と面接。契約に向けての準備を行う。本人は他病院への転院後最終的にはグループホームへ入所。預貯金の管理税金の支払い等の金銭的管理を代行を行うこととなる。
54	70代	男性	要介護2	大学卒業後、銀行へ20年勤めその後建設業の仕事を転々とする。本人57歳の時に妻と協議離婚、独居に。2人の子供とは疎遠である。3年前より脳梗塞の発作をくり返し要介護2となる。軽度の痴呆症状もあり、光熱水費との滞納もあったため担当の支援センター相談員より連絡が入った。	在宅介護支援センターより同行訪問の依頼があり、訪宅する。光熱費等の滞納、不要品の購入等がある。今後、介護サービス料金の支払いや公的年金現状届などの社会的手続きを含めた地域福祉権利擁護事業の利用が必要であるため市社協に相談する。	市社協より相談を受け、市社協職員とケアマネジャーの同行のもと専門員が訪宅する。医療費、介護サービス料金の支払い等や預金の払戻の代行、通帳や印鑑の保管を行う。
55	80代	男性	自立	本人は一人暮らしをしており、以前は会社経営をしていた。10年程前から現役を引退し、隠居している。本人は物忘れがひどく、通帳・印鑑を紛失したりする。娘が金銭管理を始めたが本人が娘を疑うようになり家族関係が悪化。在宅介護支援センターを経て相談となる。	家族関係の悪化が著しく、早急の対応が必要であると在宅介護支援センターが判断したので直接に基幹的社協に支援センター職員が相談する。支援センターより市には事後報告がある。	在宅介護支援センターより相談を受け、支援センター職員の同行のもと専門員が訪宅する。日常的金銭管理サービスと書類等の預かりサービスを行う。

56	80代	男性	要介護 2	昭和63年頃妻を亡くし、その後一人暮らしとなる。子供はいない。昨年3月頃から痴呆症的な動作等が見受けられ、金銭管理が出来ない状態となる。市内に甥、姪、本人の妹などいるが誰も関わりたくない状況である。このケースと一番関わっている在宅介護支援センターから相談があった。	在宅介護支援センターから連絡があり、高齢者福祉課と共に相談内容について検討した結果、金銭管理について地域福祉権利擁護事業で対応ができないか基幹的・社会福祉協議会に相談する。	行政より相談を受け、民生委員同行のもと専門員が当事者宅を訪問し、相談内容に基づき調査を行い契約を行う。日常的な金銭管理及び預貯金の管理、公共料金の支払いなど金銭管理について契約を行った。
57	80代	男性	要介護 3	アパートで一人暮らしをしているが、身寄りがなくヘルパーや民生委員が身のまわりの支援をしている。徐々に体が弱ってきており、お金をおろしに行けない。また経済的に苦しく、充分な在宅サービスが利用できないため、本人がとても不安に思っている。在介職員らに「市で入所する施設を探してほしい」との依頼、相談があった。	関係者に声をかけ、本人宅で担当者会議を開催した。お金については、生活保護受給の申請を早急に行うよう説明し、生活保護担当者にもあわせて状況説明した。また、日常の金銭管理の依頼で、基幹型社協に訪問依頼した。施設については本人が在宅を希望していることから、生活保護受給となったら在宅のケアプランを調整するようケアマネジャーに依頼した。	担当者と市ケースワーカーが家庭訪問し、これから契約をする予定。
58	80代	女性	要介護 3	平成9年に本町へ転入。独居。1年半前頃から物忘れによるものと思われる訪問販売のトラブルや金融機関とのトラブルが発覚。民生委員からも心配している旨の連絡を受けて在宅介護支援センター職員が訪問した。	訪問した在宅介護支援センター職員からの報告を受け。成年後見制度や地域福祉権利擁護事業での対応ができるか否か県社協及び基幹的・社会福祉協議会に相談。	県社協とも相談し、地域福祉権利擁護事業の利用が適当と判断。通帳、証書等を貸金庫で預かる「財産保全サービス」と日常的な金銭の管理を行うサービスの利用となった。
59	80代	女性	要介護 5	長年、精神疾患の長男（59歳）と二人暮らし。平成12年頃から足腰が弱り、平成13年春にはほぼ寝たきり状態となる。長男も同時期に体調を崩し入院（現在も入院中）。他に親族もなく、日常生活費、公共料金、介護サービス費、長男の入院費等の管理をする人がいないため、在宅介護支援センターより相談が入った。	在宅介護支援センター（本人のケアマネジャー）職員や、本人が信頼しているホームヘルパーの訪問時等に訪問し、状況を把握。地域福祉権利擁護事業を社会福祉協議会へ相談するとともに本人及び長男について親族調査を実施。ほとんど親族がいない状況のため、本人及び長男についての補助、保佐等申立の検討をしている。	ケアマネジャー及び行政の相談を受け、専門員が本人宅を数回訪問。福祉サービス利用援助及び公共料金の支払いや介護サービス利用料の支払い、長男の入院費の支払い等を行うことで契約を行った。契約の際には、本人が寝たきりであることから民生委員、市職員も立ち合っている。

60	80代	男性	要支援	13年前妻が死亡、以来独居生活となる。今年初め頃より物忘れなどが出現し日常生活が困難な状況となり、民生委員が必要な支援を行っていた。今年8月に入院が必要な状況となるが身寄りもなく金銭管理も必要となることから在宅介護支援センターに相談が行われた。	在宅介護支援センターから地域福祉権利擁護事業による日常の金銭管理等が行われるよう社会福祉協議会に依頼したことの報告を受け、了承した。	近日中に相談員が本人宅を訪問し、必要な支援の内容などについて調整予定。
61	80代	女性	要支援	痴呆のある夫（91歳）と二人暮らし。本人は2~3年前から通帳の紛失や金銭支払いの忘れなど金銭管理が出来なくなっている。前夫との間に娘が一人居り、援助していたが限界が来た。訪問販売のトラブルが発覚し、在宅介護支援センターを経て社協へ相談が入った。	在宅介護支援センター職員から相談を受け、日常的な金銭管理について協議した結果、地域福祉権利擁護事業の活用が必要だと判断し、市社協に相談する。	支援センター職員の同行のもと、専門員が訪宅する。通帳、年金証書、印鑑などの保管と日常的金銭管理の代行を行う。
62	90代	男性	要介護3	妻、長女、それぞれ死亡し、12年前より独居。離婚歴ある次女がいるが、お金にルーズでケースのお金を使い込んだ過去があり、長い間絶縁関係にあつた。5~10年前、右肋骨骨折し、1ヶ月入院、血圧がかなり高く時々喘息があったが自覚症状がなく本人受診を拒否していたため支援センターで平成8年から月1回訪問していた。平成13年1月喘息発作が起り本人の強い希望で老健入所、入所に関して入所費用や留守にする自宅の公共料金等の支払いが心配と本人から相談される。	記載なし	記載なし

#### 4. 本人からの相談

事例No.	年齢	性別	要介護度	経過	市区町村の対応	社協の対応
63	60代	女性	自立	息子夫婦との不仲から自分が将来ボケたり、寝たきりになってしまって絶対寝たきりになってしまって絶対子供達の意志によって介護の手段を決められたくない。現在の自分の意向をきちんと譲ってくれる制度を知り、その制度を活用したい。	本人からの相談を受け。市社会福祉協議会に相談し、専門員が本人宅を訪問する約束をいただき本人に連絡。	専門員が本人宅を訪問し、相談を受けた。
64	60代	女性	自立	転倒による骨折で入院中。娘が勝手に通帳を持ち出し払戻しして使ってしまった。退院はしたもののが心配で大切なものを家においてお	記載なし	記載なし

				くことができず、保健福祉課に何らかの対応ができないかと相談が入った。		
65	70代	女性	自立	両親死亡後は、弟妹の3人で暮らしている。弟妹は、両者共聴覚・言語障害を持ち、他との意思疎通がむずかしく主が面倒をみて来ている。主も被害妄想を持つことが多く隣近所や親戚との関わりを自分から拒否している。近年加齢に伴い、足腰が低下し移動が不自由になる。金の出し入れ等についての支援が必要となり、権利擁護委員に結びつけた。介護保険申請に結びつけることも話しているが、主は拒否している状態。	ヘルパーや担当民生委員からの相談について、弱者世帯ということで、生活保護担当者が対応して来たが、金銭管理の問題が出て来、地域福祉権利擁護事業で対応できぬか、町社会福祉協議会に相談の上、基幹的・社会福祉協議会に結びつける。	記載なし
66	70代	男性	要介護 1	5年前から一人暮らし。妻子は他県で働いており、本人への仕送りがある。別居するに至った経過は不明。1年前、本人から介護サービス利用についての問合せがあり、係わるようになった。平成13年に入って本人から隣人に金を盗まれた、健康保険証、通帳をなくしたと頻繁に電話が入るようになり、地域福祉権利擁護事業を紹介した。	住所は○市にあるが、本人は□市に住んでいるため、どこの社協が対応してくださるか、居住地の□市権利擁護センターへ相談したところ、□市で対応してくださることとなった。	行政からの相談を受け、行政職員、ケアマネジャー、ホームヘルパー同行のもと専門員2名が本人宅を訪問。日常的な金銭管理や通帳等の管理について本人に説明。今後、審査し、本人と契約する予定である。本人は日常的な金銭管理を希望しているところである。
67	70代	男性	要介護 3	70歳男性、独居。配偶者、子供、兄弟姉妹なし、その他遠戚者不明、上記の本人から介護サービスの利用及び生活困窮により相談が介護保健課にあり認定事務を経てサービス利用となる。	居宅介護支援は在宅介護支援センターで担当し、サービス利用となる。本人は金銭管理が出来る状況であったが今後心配なため月2~3回のサービス担当者会議で各種調整をする。生活保護の申請手続きを行い、生保受給となる。	現在、金銭管理ができるのであれば相続等に関し、成年後見の方が適切ではないかとのアドバイスがあり、リーガルサポートに相談するも当該役務に対する自己負担金がネックとなり未調整となる。本人の病状が急変し死亡する。その後家裁等と協議し財産処分の事務手続中である。
68	80代	女性	自立	ひとり暮らし、本人時々体調をくずし、入院するが、親類が本人の留守中に土地家屋の権利証を探しているようだ。大事なものを預かつてほしいとの相談。	地域福祉権利擁護事業の対応が適切と考え、町社会福祉協議会へ連絡。	地元町社協及び県社協(基幹社協)職員が訪問。本人と相談の結果、種類預かりサービスの利用となった。
69	80代	女性	自立	数年前夫とともに町内に移り住む。7年前夫が死亡し独居となる。網膜色素変性症により失明しており、屋外での活動は困難である。数年前より近隣の人に勝手に出入	ホームヘルパーからの相談を受け、在宅介護支援センターが訪問し、現状把握する。厚生年金、国民年金及び生活保護	在宅介護支援センターより相談を受け、本人宅を支援センターと同行訪問。日常的な金銭管理について本人に内容説明し、納得してもらつて

				りされ、金銭等の搾取されていた疑いがあった。そして近頃視覚障害による外からの刺激のない生活から妄想が出現してきており、金銭管理が不充分な状況を派遣されていたホームヘルパーより在宅介護支援センターに相談があった。	費の収入があるものの受け取り出し入れを他者が行っている。また、日用品購入、通院介助も他者が行っている為、本人も関係を切れない様子。地域ケア会議にて対応協議の結果、地域福祉権利擁護事業の利用と身障ホームヘルプ制度の利用にて、本人の権利擁護を図ることになる。	から後日生活支援員と専門員とで訪問し契約をする。預金通帳は生活支援員、銀行員は当町社協にて預かり、月2回生活保護費の受取り、預金及び本人への受渡しの援助を行っている。又、本人に渡した現金はホームヘルパーが使用後ごとにノートへ記入している。
70	80代	女性	自立	本人に事業の説明をし、利用を進める。社協につなぐ。	経過と同じ。	行政と専門員と連絡を密にする。
71	80代	男性	要介護 1	ケアハウスに入居中、他市より当市在住の姉（独居）をたより、当初独居したがケアハウス設置により市内転居となる。現在も金銭面の出入を介助していたが、姉も高齢でケースも物忘れがひどくなり申請に至る。	本人からの相談（ケアハウス生活相談員同行）により、市社会福祉協議会へ権利擁護事業の相談する。	現在手続中。介護保険によるサービス提供票などの資料を提供。
72	80代	女性	要介護 1	身寄りがなく、長年独居生活を送ってきたが春頃から自立歩行が困難になり、預貯金等の引き出しもできなくなってきた。このことから自立生活も不可能になったので、老健施設に4月末に入所している。	例とほぼ同じ	例とほぼ同じ
73	80代	男性	要介護 2	約30年前に転入。転入以前に長男を亡くしており、転入時には夫婦のみであった。平成13年5月初め本人が救急車で入院し、退院後に民生委員から市に連絡があり、本人の痴呆の心配と妻の様子も独語が多く、会話も成立しにくい所もあり、夫婦のみの生活について心配である、との相談がある。妻は精神疾患の疑いがあり、社会的手続きを行うことができず、本人も要介護状態となり、外出が難しくなる。市の訪問指導中に本人から金銭管理について相談があった。	民生委員からの相談を受け、市の訪問指導を行う中で本人に対して親戚等の支援もないこともあり、地域福祉権利擁護事業で対応ができるいか当市の社会福祉協議会に相談する。	行政より市の社会福祉協議会を通し、相談を受け、市職員と市の社会福祉協議会職員の同行のもと専門員が本人宅を訪問。日常的な金銭管理については本人に事業内容を説明し、契約を行う。預貯金の管理、公共料金等の支払の代理を行うことになる。
74	70代	女性	要介護 2	7年前に夫を交通事故で亡くし一人暮らしとなる。4年前から物忘れがひどくなり、年齢や日付なども曖昧であり、買い物や食事作り、掃除等日常生活に介助が必要な状	地区民生委員に相談し、地域福祉サポートセンターに相談。担当者に来所してもらい、権利擁護事業について説明を受	市担当者（保健婦）の同行のもと専門員が本人宅を訪問。7回目の面接を行い、契約を締結。預貯金の管理、施設利用料の支払いの支援を受け

				<p>況となってきた。又、尿失禁も常に見られる。介護保健課の窓口に遺族年金が振り込まれていないと相談に本人来所。年金の更新手続を相談する専門家に相談することとなり、地域福祉サポートセンターへの相談となった。</p> <p>ける。課内でのケア検討を行い、介護保険の申請、施設入所の準備、財政管理についてのサポートセンターの活用等の方針を基に本人の意志を確認しながら支援を行った。現在、サポートセンターの支援を受けながらグループホームに入所している。</p>
75	60代	女性	不明	<p>92歳の母親A、63歳の子B、42歳の甥Cとの3人暮らし。42歳の甥Cはアルコール依存があり、病院に通院していたが、内服不定期であった。近くの駐車場で倒れている所を発見され、救急車で搬送。脳外科で脳挫傷に対する手術を受けた。術後リハビリ効果もあり運動機能が回復したが、失見当識がみられ妄想・徘徊など問題行動もあり、社会生活困難となり、B病院に転院。症状安定のため、介護老人福祉施設入所となる。(介護保険認定：要介護度2)。63歳の子Bは、平成11年頃より同居していた甥Cより責められたり、上記甥Cの件で、不安感が増し、不眠、家事ができない。食欲不振など有り、医療保護入院となる。症状安定し、入院中に任意入院となり自宅に外出、外泊するなど落ち着いてきている。92歳の母親Aは、Bが医療保護入院する事になり、1人では身の回りのことができないため、ショートステイで待機し、介護老人福祉施設入所となる。(介護保険認定：要介護度2) 4の1 B氏の処遇について、地域ケア会議を開き、在宅生活を支える為の各々の役割、他のサービスとの連携、利用者の見守りについて話し合う。相談を受け、本人に事業内容を説明し、契約を行い、地域福祉権利擁護事業利用となる。</p>

## 5. 家族からの相談

事例No.	年齢	性別	要介護度	経過	市区町村の対応	社協の対応
76	60代	男性	要介護3	<p>本人は、老人保健施設に入所中。施設の利用料金の支払いは、妻が行っている。妻はお金を計画的に使うという能力に乏しいため、借金がある。息子からの財産的侵害を受けたため借金の返済も困難となってきたとともに本人の利用料金の支払いも難しくなるのでどうしたらよいかと福祉保健課に相談をかけてきた。</p>	<p>妻からの相談内容について民生委員やホームヘルパーから生活状況や家族関係について情報収集を行った結果、地域福祉権利擁護事業も対応できないか、町社協に相談する。</p>	<p>役場より相談を受け、専門員が本人及び妻と面接。妻の借金については返済が不可能であることから自己破産することになった。日常的な金銭管理を含む生活の立て直しについては本人及び妻に事業内容を説明し契約を行う。施設の利用料金の支払の代行、預貯金の管理及び必要な助言を行うこととなる。</p>
77	70代	女性	認定なし	<p>町内に居住し、現金、通帳等を常に持ち歩いている。家族と同居しているが最近痴呆があり不安である。</p>	<p>家族から相談があり、痴呆が進んでいることから介護申請と地域福祉権利擁護事業を紹介。家族からの相談について検討した結果、地域福祉権利擁護事業で対応で</p>	<p>専門員とともに介護認定申請と金銭管理の代行を行つた。</p>

				きないのか社会福祉協議会に依頼	
78	70代	男性	不明	<p>妻と二人暮らし世帯で、介護認定後もサービス利用につながらないケースであったため、状況確認を行っていた。3ヵ月後、妻が入院となる。その後に訪問すると介護保険料、国民健康保険料、携帯電話料の請求書などが未開封のままになっていた。さらに4ヵ月後妻死亡。</p> <p>○ 県在住の長女と今後について話し合いを行い、訪問介護、地域福祉権利擁護事業の利用を進めることとなる。しかし、訪問介護の利用にはつながらなかつた。</p> <p>妻名義の携帯電話料について長女にも連絡があったとのことで、債権回収会社と連絡調整し、銀行へ動向し振り込みを行つた。地域福祉権利擁護事業のみの契約をすることとなる。</p>	<p>地域福祉権利擁護事業の契約に至るまでの相談に応じる。</p> <p>主な契約内容は、月に1回訪問して福祉サービス利用についての相談。銀行にて生活費の引き出し、郵便物の整理など</p>
79	80代	女性	要介護5	<p>平成8年町内へ転入。夫とは離婚しており子供なし。両親の墓があることからいとこの孫である宅へ同居人となる。平成13年7月脳梗塞で倒れ入院（要介護5）。同居して面倒をみていた家族も生活困窮してしまう状態であり本人の年金収入では今後介護保険サービスを受けていくうえで苦しい。介護者となる方は精神科受診しており、精神不安定で介護できない状態。なお介護者は年金をあてにしており、所持金なし。すでに2月には世帯主の妹（同居していた）も生活世帯とし施設に入所中である。よって、民生委員、家族から福祉係へ相談が入った。</p>	<p>民生課福祉係、介護保険係は相談内容について検討した結果、本人と世帯分離し、生活保護世帯のもと専門員が訪問しているとした。県厚生課と訪問調査、本人の意志も確認のうえ、今後の保険料支払、生活費については介護者ではなく金錢的にあらても年金通帳を管理できないし、本人は要介護5でもちろん管理できない、よって地域福祉権利擁護事業できなかつた。基幹的・社会福祉協議会に相談する。</p> <p>現在、病院に入院中であり、厚生課職員（生保担当）同行して訪問した。（11月2日）本人に事業内容を説明し契約を行う。厚生毎月5日に町福祉係に来たら取りに来ていただき、預貯金の管理、料金支払の代行を行うこととなる。</p>
80	不明	女性	要介護1	<p>要介護認定時より、サービス提供事業者が自分の金を取ってしまう等の痴呆症状出現。年金支給月になると別居の子供達がお金を取りに来るため、1割負担分がとどこおるようになった。金錢取り扱い人の四男と相談の</p>	<p>週1回定期的訪問により兄弟間での金銭收受のトラブルが解消され、当人も安心してサービスを活用しながら居宅で生活を継続中。ケアマネジャーに当事業を紹</p> <p>記載なし</p>

				結果、当事業を活用することに介する なる。	
--	--	--	--	--------------------------	--

## 6. 親族等からの相談

No.	年齢	性別	要介護度	経過	市区町村の対応	市社協の対応
81	50代	男性	自立	本人身体障害（左眼失明）6級、知的障害B。妻は両下肢機能障害2級で障害の程度が進み平成9年3月頃授産ホームへ入所。子供（長女）1人いるが多額の負債により破産、行方不明の状態。本人は所持金あるだけ1日で使ってしまった等、金銭感覚はまったくなく金銭管理が必要となり親族より相談があった。	生活保護を申請、決定を受け中部福祉とも検討した結果、地域福祉権利擁護事業センター基幹社協へ相談した。又1人くらしとなつたことで生活上の安否も必要となり民生委員及び自治会に見廻りの必要性を話し協力をお願いした。一方では障害者訪問介護、モデル事業（ホームヘルプサービス）で保健所、町保健婦及びヘルパーが月2回の訪問で生活指導を行っている	私どもの相談を基に県へ連絡。専門員と親族との話し合いの中、事業内容を説明し、契約を行ない、預貯金の管理を行うことになる（契約は近日中の予定）
82	60代	男性	要介護1	知的に支障（判断力、理解力に乏しい）があり、高校卒業後、社会に出ることなく母親、長男と生活していた。しかし母親、長男も亡くなり平成12年より独居生活となる。生活全般において母親、長男が支援していたため、自立した生活をすることが難しく次男、姉が支援をしていたが本人が不信を抱きトラブルが生じ支援を拒否。次男、姉より金銭管理を含め支援してほしいと相談サービス係、基幹型支援センターに相談が入った。	親族からの相談内容について対応を検討した結果、地域福祉権利擁護事業で対応できないか、市社協に相談する。	市の相談を受け、担当民生委員、生活支援員、介護支援専門員、自立生活支援専門員、相談サービス係保健婦で本人宅を訪問。預貯金の管理については貸金庫を利用し、日常的金銭管理については生活支援員が援助することになった。
83	60代	男性	要支援	独居。夏前から体調を崩したこと がきっかけで、食事を十分に摂れず体力低下、身体、室内の汚れ等生活状態の低下が急速に進んだこととで、親族が相談に来庁。介護認定を受け、サービスの利用につなげるも、本人の金銭管理能力が低く、継続的なサービスの利用が危ぶまれることから、対応について担当課、在宅介護支援センターのケアマネジャーが協議す	協議の結果、地域福祉権利擁護事業で対応できいか、市社会福祉協議協議会の推進員に相談する。	注) 県は、基幹型社協の下(各市町村社協)に「推進員」を設置している。事業実施にあたってはこの推進員と基幹型社協の専門員が一緒に対応する仕組みになっている。推進員、専門員が訪問。本人と金銭管理について話し合い、事業内容について説明し、契約を行う。通帳(年金口座)管理、公共料金、介護

				る。(親族の協力は得られない状態)		サービス費用支払の代行を行うこととなる。
84	70代	女性	要介護3	軽度知的障害のある夫と2人暮らしで4ヶ月前に急に夫が体調くずし入院。視力障害と下肢の筋力低下あり歩行困難。軽度痴呆ある本人では金銭管理が困難で娘の夫の両親がすることになった。悪徳商法に何件もひっかかっており、多額のローンやヤクザまいのとりたてを受け、管理を拒否。在宅介護支援センター、民生委員に相談。制度を使うこととなった。	本人の娘の夫の両親、以後、親類が金銭管理をすることになった時、本人はイヤイヤでお金をとられたという思いあり、又、借金が多い多額でローンのトラブルなどあり、親類が金銭管理を投げ出したいと思いを在宅介護支援センターが把握し、民生委員、町社協の担当者と話し合い、問題を共に話し合った上で本人、親類共に制度の利用を確認し、町社協から基幹型社会協議会に相談した。	町社協から相談を受け、町社協、在介センター、親類、娘、民生委員と本人宅で説明会を開き、ローンについて人権擁護委員へ相談、契約解除できないもので引き続き支払いが必要なことを確認、その上で本人、親類共に制度の利用をすることを確認。通帳の整理が必要だったが銀行が娘、親類に不信受け、通帳凍結していたため、民生委員本と話し合い、問題を共に話し合った上で本人、親類共に制度の利用を確認し、町社協から基幹型社会協議会に相談した。
85	不明	女性	不明	独居生活。平成11年7月頃よりお金がなくなった、物忘れが目立ち遠方に住んでいる息子が相談。	介護保険制度施行前で、町の在宅福祉サービス(通所介護・訪問介護)、痴呆相談、訪問指導を行ってきた。平成12年4月初旬、地域福祉権利擁護事業の相談検討中、息子死亡。後を孫、及び姉妹が引き継ぎ6月30日お金の契約の件、本人に確認了承、日常的な金銭管理については本人に月2回、預貯金の管理、介護保険施設の利用料等、支払いの代行を行うことになる。	記載なし
86	80代	女性	要介護2	本人の子どもは生存しているが2人おり、息子は長期入院中、娘は出家し尼僧となっている。本人の病気入院時、日常生活の面倒は姪がみているが娘が財産等所有を自分名義にしようとして、いろいろな手段でおどしをかけるので遺言状により財産分与を明らかにしておきたいとのことで、自分でできることから娘を通じ相談があったもの。娘の背後関係がからむと思われる財産等に係	町年金課より、公証人役場を書き遺言状の手続きのため、そちらに出向くように指導する。	記載なし

				るトラブルとみて町社会福祉協議会等も相談機関として関わったケースである。		
87	70代	男性	要介護3	数十年つれそってきた妻より離婚の申し出を受けたが本人は一人で生活できない為、老人ホームへの入居等の依頼が元妻からあった。無年金で子供もいなため生活保護申請をする。相談は元妻よりあった。在宅介護支援センターと一緒に介護保険認定申請をする。	記載なし  記載なし	

#### 7. 病院からの相談

No.	年齢	性別	要介護度	経過	市区町村の対応	社協の対応
88	60代	女性	要介護3	平成12年8月に病院に入院したが、入院費用が滞っていた。本人は年金を受給しているが本人が痴呆、息子と2人の娘はいずれも精神障害があり、金銭管理ができない。このため入院費用の支払いや退院後の福祉サービス利用・金銭管理に関し相談があった。	地域福祉権利擁護事業での対応ができないか社会福祉協議会に相談する。	平成13年4月から地域福祉権利擁護事業での対応について検討を開始、専門員が訪問、相談を行う。平成13年9月24日に当該事業の契約を締結し、預貯金等の金銭管理を行っている。
89	60代	男性	要介護4	介護療養型医療施設入院中であるが、病状等回復により失語等あるもADL自立してきた。食事の準備、入浴時一部介助等できれば在宅生活可能であるが、止むを得ないとなる。妻子とも知的障害のため在宅での介護困難である。また、金銭管理ができおらず、十二分な収入があるにもかかわらず入院費用が滞納となっている状況。ADL状況等から当院でも入所継続は適当でないので、身の振り方について対応してほしいとの相談が入った。	在宅介護の可否について、居住環境、介護者の意向等総合的に検討の結果、施設入所もできれば在宅生活可能であるが、止むを得ないとなる。入所施設等に問い合わせた結果、(連帯)保証人が必須条件であり、止むを得ない場合でも第三者による金銭管理及び緊急時対応者の確保が必要との条件が明確となった。このことから地域福祉権利擁護事業での対応ができないか、市社協に相談する。	市社協の依頼により、家庭、病院、行政、専門員等関係者で協議。家族全員を対象とし、借入金の整理、計画的返済、日常的な金銭管理を行う方向を確認する。専門員の数度に渡る訪問により契約する事が決定した。今後も成年後見制度の活用、金銭管理の具体的なやり方等について、行政等含めた関係者による協議の場が持たれる予定となっている。
90	70代	男性	不明	独居(結婚歴なし、子供なし)精神疾患にて病院へ入院、金融機関での出納や支いが出来なくなったため病院から福祉事務所へ相談が入った。	状況確認後、社会福祉協議会へ相談	相談を受け、福祉事務所担当者同行のもと訪問。金銭管理について説明し契約。

### 8. 近隣の住民・知人からの相談

No.	年齢	性別	要介護度	経過	市区町村の対応	社協の対応
91	60代	男性	要介護1	結婚歴なし。町内の企業に長年勤め、会社のアパートに退職後も住んでおり、2~3年前より痴呆が出現し、失禁もみられ他の従業員との関係があるため、介護保険で対応できないか。	相談者（元上司）から相談について介護保険制度だけでの対応では不十分のため、地域福祉権利擁護事業の対応でより一層サービス提供が円滑に行われるのではないか。	町担当と相談者と専門員による訪問をし、本人の状況を調査。今まで日常的な金銭管理については相談者が行っていたが、事業内容等を説明し、契約を行う。サービス利用時の支払いの代行も行っている。
92	70代	男性	要介護1	30年前に離婚して○県へ移つて以来、身元保証人となってくれた友人の援助の下に独居生活を送って来た。2年前より金銭感覚が無くなり生活費も困るようになって来た。友人が金銭管理を代行していたが高齢のため出来なくなり市役所へ相談が入った。	老人福祉担当職員が訪問を重ね金銭管理と通帳等の保管を友人に頼むのではなく、地域福祉権利擁護事業の利用を本人及び友人に提案し、本人の利用意思があつたため市社協に相談する。	市社協より相談を受け、市職員と在宅介護支援センター職員の同行のもと専門員が訪宅する。日常生活に必要な預金の払戻や家賃、公共料金等の支払いの代行、通帳と印鑑の保管。
93	70代	女性	要介護2	内容については差し控えたい。	福祉サービスの利用により、孤独感を解消し社協との連携により対応をした。	記載なし
94	80代	女性	要介護2	50年前から町内在住、20年前に夫が死亡し独居生活となる。5~6年前から物忘れが出てきて買い物、飲食店への支払いが出来なくなつたため知人が心配していた。貯金があるため、金銭管理が心配だと知人が相談にくる。	①介護認定につなげる ②社会福祉協議会へ地域福祉権利擁護事業につなげるようお互いに連携体制を図る。	①地域福祉権利擁護事業の窓口として対応する。②広域後見支援センターと連携し、支援計画の作成や契約の締結につなげる
95	80代	女性	要支援	平成8年から転入し、独居生活・家族は無し、市外に甥2人、姪1人がいる。最近、新聞を同時に複数契約したり訪問販売や買物に出かけた際に、高額な宝石や服を進められるままに買ったり、自分の手元にあるだけのお金を使ってしまったり金銭感覚・判断能力の低下が見られ、徐々に進行してきた。そのため、訪問販売のトラブルや日常生活上の支援について、マンションの管理人や民生委員が、高齢者福祉担当（介護保険室）に相談にくる。その後、社会福祉協議会の「安心サポートネット」の	介護保険室の高齢風刺サービス担当が市の消費者相談員へ新聞購読の解約について相談を行ふ、また、地域福祉権利擁護事業「安心サポートネット」の利用について、市の社会福祉協議会に相談する。 ※ここでの段階では、介護保険担当を含むチームケアによる対応でなく高齢者福祉担当と市社協の「安心サポートネット」担当レベルの対応となっていた。	行政担当から相談を受けた市社協「安心サポートネット」担当が訪問し、基幹型社協と協議し、民生委員同行のもとに専門員が本人宅を訪問し、日常的な金銭管理については、本人に事業内容について説明し、契約を行う、支援員が1名付預貯金の管理、公共料金の支払い代行等を行うことになる。 ※しかし、①その後、本人は、一人で銀行に行き、1回につき5万円づつ2回引き出し、そのお金で高額な指輪や洋服を購入したりして、支援員には通帳を

				利用も開始し、今後は、成年後見制度導入の予定。財産管理を中心にチームケアでサポート中である。		渡すことは拒みほん事業を理解しているとは思えない行動をとっている。②また、本人は自己の財産をすべて近所の知人Aさんに相続させる遺言（公正証書）があることが発覚し、甥・姪を巻き込んだトラブルをおこしている。③その他、洋服屋や貴金属業者から狙われ、チラシや電話が頻繁に入っている。④①～③の例を見ても、そもそも本人が「地域福祉権利擁護事業」の利用者として契約締結能力があったかどうか疑問である。⑤現在は、介護保険担当するコミュニティ会議（地域ケア会議）のケアカンファレンス会議にて、ケアマネジャー・介護保険担当・弁護士・社協職員・消費者相談員・安心サポート支援員・親族等の出席を得て、「成年後見人制度」の活用を含めた、本人の生活支援をチームで行っている。（メンバーはその都度内容により出席）
--	--	--	--	--	--	---

#### 9. ホームヘルパー等からの相談

事例No.	相談経路	年齢	性別	要介護度	経過	市区町村の対応	社協の対応
96	ホームヘルパー	70代	女性	自立	弟の介護をしていたが去年弟が亡くなり、独居となる。独居となった時点で自立支援ホームヘルプサービスを利用していたが、訪問販売等で買物をしたり、近所の人との金銭トラブル、書類等の置き忘れが多くなり担当ヘルパーより在介に相談あり、在介より社協地域福祉権利擁護事業担当者に相談となる。	保健福祉課内に福祉係、介護保険係があり、同一施設内に社会福祉協議会、在宅介護支援センターがはいておりいつでも相談（打ち合わせ）ができる	在宅介護支援センターより事務局担当者に相談、担当者より専門員に相談。後日専門員と在介職員が自宅に同行訪問。本人に事業説明を行う。後日本人より連絡あり、現在契約に向けて継続中である。
97	ホームヘルパー	80代	女性	要介護1	独居生活をしており、数年前より金融機関での出納や支払いができなくなったため、ホームヘルパーなどが金銭管理を支援し	記載なし	支援員が本人宅を訪問。訪問販売のトラブルについては消費者協会に相

					ていた。訪問販売のトラブルが発覚し、ホームヘルパーから社会福祉協議会へ何らかの対応ができないかと相談が入った。		談し、契約を解約することになった。日常的な金銭管理については本人に事業内容を説明し契約を行う。預貯金の管理、公共料金支払の代行を行うこととなる。
98	ホームヘルパー	80代	女性	要支援	独居。軽度の物忘れ等があり、デイサービスやヘルプサービスの利用に際し、契約や金銭管理の対応に周囲（ヘルプ事業者等）が不安を感じている。	民生委員・ケアマネジャー等から相談を受け、市社協と連携し調整会議を行う。必要に応じて訪問調査。	前記を受け、市社協が基幹社協と調整し、訪問する。
99	高齢者福祉施設	90代	女性	要支援	94歳女性、10年前から特養に入所している。身元引受人は50歳の知人の男性。所持金は約1千万円（年金をコツコツと貯めたもの）。施設から高齢であり今後万が一の事も考えて所持金の管理を適切に行ってほしいと相談あり。女性には子供はない。15年前に夫も死亡して近くに親戚はない。身元引受人の男性も身元引受人の関係を断ちたいと話している。	直接、本人に会って意思確認を行った。今後の金銭管理、死亡の際の相続、身元引受人の希望者等。50歳の知人の男性に今後全ての管理について任せたいという強い意思があったので男性の承諾のもと、弁護士を仲介して「財産の委託契約」及び遺言（公正証書）を作成。財産管理については男性が管理している。	記載なし
100	その他（シルバーのワーデン）	70代	女性	要介護5	平成12年シルバーピアへの転居を機に被害妄想が出始め、交番に貯金通帳等の盗難被害を訴えるようになり、本人への対応についてワーデンより市へ相談がはいった。	当課相談員が訪問し、妄想を引き起こす原因が貴重品（通帳等）の保管に困難が生じていることが解り、基幹型社会福祉協議会に相談する。	相談をうけた基幹型社協専門員と当課相談員が本人宅を訪問。日常的金銭管理と貴重品の預かり業務について説明。妄想があるため人間関係を作りながら2ヵ月後に契約となる。支援専門員の人選をし、金銭管理、預かり業務の他に福祉サービス利用相談等、ケースカンファレンスとして対応。

10. 行政職からの相談

事例No.	相談経路	年齢	性別	要介護度	経過	市区町村の対応	社協の対応
101	生活保護ケースワーカー	60代	女性	要介護1	68歳、女性、痴呆性高齢者。ひとり暮らし、生活保護受給者。痴呆の為、金融機関での出納や支払いができなくなった。知り合いがお金を借りて返さない（取られた？事実確認はできなかつた）等、金銭に関するトラブルが発覚した為、生活保護のケースワーカーより、何らかの対応ができないか相談があつた。	生活保護のケースワーカーからの相談内容について対応を検討した結果、地域福祉権利擁護事業で対応する。	相談を受け、ケースワーカーの同行のもと、基幹的社協の担当職員等が本人宅へ訪問、本人に事業内容を説明し、契約を行い地域福祉権利擁護事業利用となる。
102	町の判断	60代	男性	要介護1	脳梗塞のため発語に障害が出た。本人は単身で年金により生活していたが、預貯金はなく、又脳梗塞のためか金銭管理が不安である。既にあちこちに借金があり、医療費の支払いも滞っている。年金収入があるため、生活保護の受給はできない。	本人を一時的に介護老人福祉施設に収容し、地域福祉権利擁護事業で対応できないで本人と相談。借か、基幹的社会福祉協議会に相談する。	行政より相談をうけ、民生委員ら同席のもと施設内にて本人と相談。借金精算のため、預貯金の管理、支払いの代行を行うこととなる。
103	ケース担当者	70代	女性	要介護1	生活歴 数年前、夫のケガによる長期入院により、実質的にひとり暮らしとなる。平成12年5月に公営住宅に転居。その後、夫は特養〇〇に入所となる。もともと、物事の理解度はあまりよくなく、わからないことをいつて特養〇〇に電話をかけていたりしたが、平成13年4月ころから妄想や幻聴がひどくなり、無線が聴こえるなどといって、あちこちかまわず、時間も考えず、電話をするという状態となる。5月の連休頃、隣近所の家に夜中わけのわからないことをいつて電話したり、訪ねていったりという状態が続き、近隣からも強い苦情が出て、緊急避難的に特養〇〇に5月7日から入所する。本人にとって、何かが聴こえるというのは、ごく自然なことで、それによって眠れなくて困ったとか、頭が痛いとかいうことも	最近の本人の状況 6月は月の半分をショートステイ、半分を在宅(朝晩のヘルパー派遣による服薬の指示／確認、買物と調理。社会福祉協議会から給食サービス)で過ごし、幻聴もほとんどなくなり、精神的にも落ち着いてきたので、7月からは、朝晩のヘルパー派遣と給食サービスを受けて在宅で生活している。これまで、本人が、夫と自分の通帳等を全て管理してきているが、無造作にバッグに入れてあるだけで、かなり無用心である。今後、権利擁護事業を利用	※在宅のうちは、権利擁護事業。特養に入れば、契約解除。 ※県のモデル事業では、特養入所後も利用可。特養に入所を申し込む時点で、成年後見人に移行。身元引受人を決定。権利擁護事業の契約を結ぶ。本人との契約締結。月1回、生在宅で生活している。活支援員が訪問権利擁護事業で必要と思われるものと、今まで、本人が、夫と自分の通帳等を全て管理してきているが、無造作にバッグに入れてあるだけで、かなり無用心である。今後、権利擁護事業を利用